

前橋市監査委員公表第7号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年8月23日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	子	一	夫
同	宮	田	和	夫
同	横	山	勝	彦

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年7月20日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：前橋市まちを緑にする会】</b></p> <p><b>1 補助金に係る収支の会計経理について（指摘事項）</b>                      平成29年3月31日に納入及び検収された平成28年度分の支出であるワイヤレスランプ及びマイクの購入において、前橋市まちを緑にする会規約で会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までと規定しているにもかかわらず、実際の代金の支払は会計年度を超えた4月3日に行っていた。                      会の支払事務については、規約にのっとり会計年度を遵守するように改善されたい。</p> <p><b>【監査対象所属：公園緑地課】</b></p> <p><b>1 市と団体における事業分担の見直しについて（要望事項）</b>                      まちを緑にする会が費用負担している事務において、緑の羽根募金実績報告やあかぎの輝き品種登録料支出における納付書の宛名が、会の会長としてではなく市長名となっており、本来的に会の事務として行うべきか疑義が生じるものがあった。                      また、まちを緑にする会が実施している市庁舎及び各支所のプランター飾花は、業務内容から判断すると市の施策として行うべきものとする。                      市で補助金を交付したまちを緑にする会の予算で実施すべき事業か、市の予算で実施すべき事業か、各種事業内容を精査し、市での直営も視野に入れた事業分担の見直しについて検討されたい。</p>	<p>会の支払事務については、今年度から規約にのっとり、年度内支出に改めることを決定した。</p> <p>緑の羽根募金実績報告については、前橋市まちを緑にする会会長として報告し、あかぎの輝き品種登録料支出、市庁舎及び各支所のプランター飾花については、市の予算で実施する事業か関係部署と協議し、検討することを決定した。                      また、会全体の各種事業内容を精査し、市の予算で実施するか会の予算で実施するか事業分担の見直しをすることを決定した。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成29年7月26日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市体育協会】</p> <p>1 補助金に係る収支の会計経理について（指摘事項）</p> <p>(1) 各種事業に係る補助金の交付について  スポーツ選手強化育成費の競技力配分に係る算定において、男女別競技については、それぞれランクを出し、金額を算出し2分の1することと規定しているが、空手道競技は、男女別競技であるにもかかわらず、2分の1せず補助額を算定し、過剰に交付していた。  空手道競技に過剰交付した補助金は、速やかに競技団体に返還を求め市へ戻入するとともに、各種事業への補助金交付に当たっては適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>(2) 非常勤職員の雇用管理について  週休日の時間外勤務において、時間外勤務手当の計算を誤っているものが見受けられた。また、1日7時間勤務させた際に休憩時間を30分しか付与していないものもあった。  不足分の手当は追加支給するとともに、労働基準法、労働基準法施行規則にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。</p> <p>(3) 切手等の管理について  会で保管する切手、はがきにおいて、現物と受払簿を照合したところ、52円はがきで枚数の不一致があった。また、受払の都度、使用者と管理者による確認を行っていないかった。  切手等は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、受払の都度、複数人で確認を行うなど適正な管理を行うように改善されたい。</p> <p>2 各種規程の見直しと制定について（要望事項）  各種競技団体等が事業を開催するために必要な補助金の取扱いにおいて、前橋市体育協会補助取扱要項に補助金の交付方法が明記されていないため概算払や実績払など統一的な運用がされておらず、申請書等の提出期限が守られていない事例も見受けられた。</p>	<p>過剰交付した補助金については、該当競技団体に対し過払い分の返還依頼をしており、戻り次第、前橋市への戻入手続きをすることを決定した。  なお、補助金の交付については、前橋市体育協会補助金取扱要項、各種事業実施要項に基づき、適正に執行処理するように改善した。</p> <p>非常勤職員の雇用管理については、労働基準法、労働基準法施行規則にのっとり、適正な執行処理を行うことを決定した。  また報酬不足分についても、再度確認し、適正な算出方法に基づき、速やかに交付することを決定した。</p> <p>切手等の管理については、受払都度の事務処理を徹底し、使用者と管理者によるチェック体制をとるように改善した。</p> <p>各種規程の見直しと制定については、今年度の各種事業が既に始まっていることから、今年度については、現行の規程にのっとり、不適正な処理がないよう厳正に事業を行うことを決定した。  また当協会は、平成30年度より法人化する</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>また、会の支出事務において、支払いの遅延や支出命令の決裁前に支出が行われているものがあるなど不適正な事務処理が見受けられた。</p> <p>より適正な補助金交付事務を行うため、補助基準等を明文化し、運用実態に即した要項に見直しを図るとともに、団体会計の事務処理指針となる会計規程等の整備について検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：スポーツ課】</p> <p>1 団体への適切な指導について（要望事項）</p> <p>体育協会における全般的な事務処理において、市の事務に準じて行っているが、基本的な事務の誤りが散見され、内部統制が十分に機能しているとは言い難い状況であった。</p> <p>市補助金の充当率は90%を超えており、補助対象の事業等も多いため、市所管課として体育協会に対する指摘・要望事項等も含め、適正に補助金が運用されているかチェック体制を強化するとともに、当協会の事務改善に向けた指導の徹底を図られたい。</p> <p>また、体育協会では、法人化に向けた取り組みを行っているが、市所管課として法人化に向けた諸課題に対する考え方を精査するとともに、庁内関係課との調整等を図られたい。</p>	<p>る予定であり、定款をはじめとした各種規程について、事業実態にのっとり、より適正な事務処理が行えるよう、再整備することとしたしたい。</p> <p>市所管課として、体育協会への指摘要望等も考慮し、下記のとおり対応することを決定した。</p> <p>ア 補助金が適正に処理されているかチェック体制を強化するため、決裁区分等の見直しを行う。</p> <p>イ 体育協会の内部統制機能の強化に向け事務打ち合わせの機会に執行状況や事務内容を確認し必要な指導を行う。</p> <p>ウ 法人化準備委員会の委員として、引き続き法人化に向けた諸課題を検討、精査を行っていく。</p> <p>エ 法人化に向け必要に応じて関係各課と調整を行っていく。</p>